## 鳥取県告示第 393 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表	住所(主たる事	居宅サービス事業を	居宅サービス事業を	本五七日日
者の氏名)	務所の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	訪問看護ステーショ	倉吉市山根43-1	平成20年5月1日
理事長 藤井省三		ンくらよし		